

FEMME POLITIQUE

ファム
ポリティク

女だから、政治

CONTENTS No.40

- アンケート 石原都知事人気の秘密を探る ——— 2
あの手この手の集金システム ——— 6
無投票が生ま出すなれ合い政治 ——— 10
投票所のバリアーチェック ——— 12
女性議員のページ ——— 13
なぜ「心神喪失者医療観察法」に反対するのか? ——— 14
ゆとりの教育は悪くない! ——— 16

アンケート

石原都知事人気の秘密を探る

田中喜美子

四月二三日の東京都知事選で、石原慎太郎前知事が大勝した。三〇八万票と前回のおよそ倍近い得票数、まさに「圧勝」といふべき数字である。

前回の選挙で「石原裕次郎の兄です」と弟人気におぶさるうとした姿勢はすでに影も形もない。

しかし都民が石原氏に感じている魅力は、どういった類いのものなのか。反石原陣営の人々がいうように、それは危険な「タカ派路線」への傾斜なのだろうか、何もしない国政と官僚に対する憤りのあらわれなのだろうか、それとも……。

とつおいつしていても仕方がない、というわけで「ファミ・ポリテイク」は五月はじめ、三五〇枚のアンケートを配布し、一八七人からの回答を得た。

回答者は男性九八人（五二%）、女性八四人（四五%）、不明五人（三%）。すべて石原氏に一票を投じた人々ばかりである。

年齢分布は左図のとおり。支持政党は自民二二%、公明六%、民主五%、自由二%、「なし」五四%、その他一%、無回答一一%。石原支持者は自民党より、無党派のほうが多い。

さて設問は全部で四問（五ページ表1参照）。問①は「石原都知事に投票した理由」二つを選ぶという

ものである。男女にわけて集計してみた。（図2）

一位は「具体的政策と実行力があるから」、グラフにみるようにダントツである。

二位は「人が言わないことをはっきりと言う」、三位は「自分の言葉でしゃべるから」。この二つは「政策」というよりも、石原氏の表現スタイルに対する感覚的な好みといえるだろう。

以上の上位三つでは、男女の差はほとんどなかったが、第四位の「国と対決する姿勢」

だけは男性三三人、女性一九人と大きく差がついた。

清潔度、アメリカ離れ、民衆の権力志向、ミーハー趣味などを掬いとる設問も盛り込んだが、それらを選んだ人は非常に少ない。

この結果でみると、石原氏の支持者の大多数は、具体的政策とその実行力を評価する人と、ズバズバものをいう発言スタイルにひきつけられる人との二種類に分かれているといえる。

政策の何が評価されているのか

ここでまず、氏を評価している人々が実際に彼のどんな政策を買っているのかを問②で見よう。（図3）

男女ともほとんど同じ率で支持しているのは、上位から「ディーゼル車の排ガス規制」「中小企業向けの新しい銀行」

「銀行への外形標準課税」である。

上位に選ばれたもので男女差があるのは「外郭環状道路」の整備と「バラマキ福祉の是正」「保育所の増設」であって、ここにははっきり男女差が反映されている。

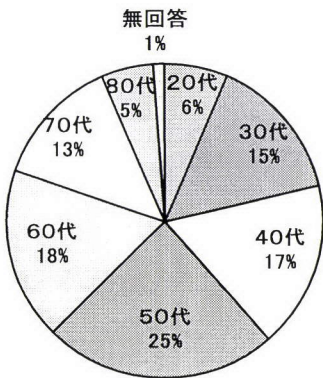
男性は道路建設と福祉の行き過ぎは正に心をひかれ、女性には男性よりはるかに保育所増設を歓迎している（この数字を見ると、あらためて政治を男にだけ任せておけないと痛感する）。「カジノ」はとくに女性にはまったく人気がない。

ここに見るかぎり、都民の選好はなかなかバランスが取れているという感じがする。

「問題発言」へのリアクション

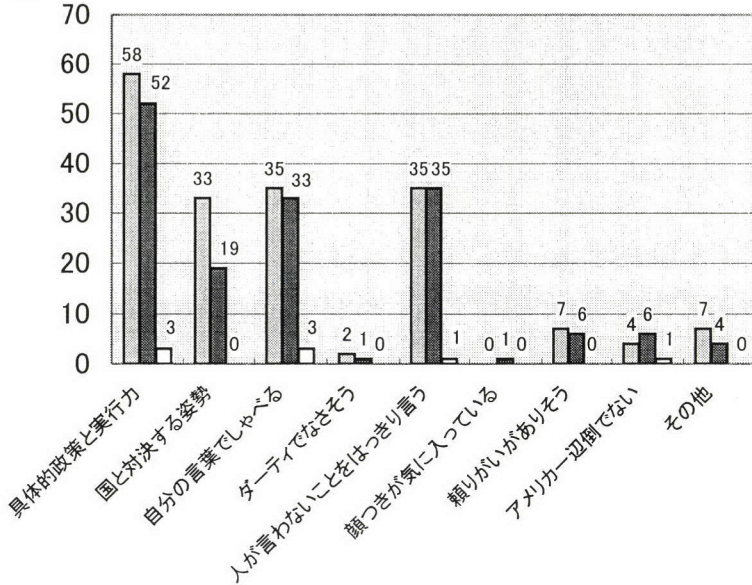
さて石原都知事が時折、人々のひんしゆくを買う発言

図1 年代



□ 男
■ 女
■ 無回答

図2 投票した理由 (単位：人)



を平気でやってのけることはよく知られている。
かの「ババア発言」では、怒り狂った女性たちから訴訟までされているのだが、人々はそうした「石原発言」を、ホンネのところ、どんなふうを受け止めているのだろうか。問③への答えをまとめた。四ページの表2には人々の「共感」と「反感」の双方の数を、表3には「共感」のみを男女別に並べた。

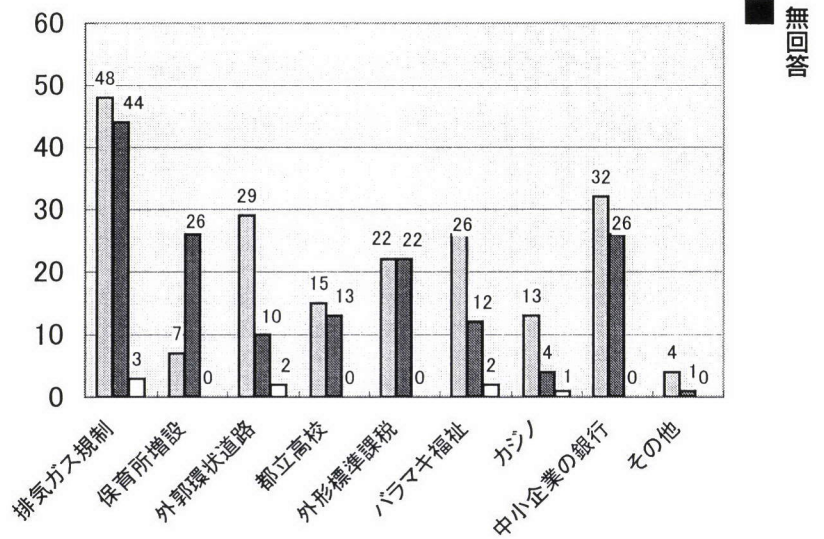
人々の「共感度」がもっとも高いのは、「第三国人が増えると治安が悪くなる」という部分で、これは各方面からさ
「公共事業のためにも、住宅供給のためにも私有地の財産権の抑制は必要である」というもので、都はすでに道路拡幅のための用地買収に動きだしているが、この調査にみるかぎり、買収はかなり容易に進

まざまな攻撃を受けているが、このアンケートに見るかぎり、「第三国人が増えると治安が悪くなる」という言葉を肯定的に受け止めている人は決して少なくない。石原氏はその意味で、隠された日本人の差別的ホンネを巧妙に掬い取ったのだ。
続いて共感度の高いのは「公共事業のためにも、住宅供給のためにも私有地の財産権の抑制は必要である」というもの、都はすでに道路拡幅のための用地買収に動きだしているが、この調査にみるかぎり、買収はかなり容易に進むのではあるまいか。かつて美濃部都知事は、土地の買収に当たって、一人でも反対があるかぎり行わない、と声明したといわれているが、石原都知事の姿勢はいわばその対極にある。
個人の私権と抵触しても、反対運動が起ころうとも「やるとなったらやる」というその強権主義は、独断専行のように見えるながら、実はその後にはかなり多くの都民の支持があるのである。
判断の基準をすべて「人権擁護」におき、その方向で「戦後民主主義」を守り抜こうとする人々は、知事の背後に存在する「多数派」の存在を見誤ってはならないだろう。
さて「問題発言」のうちもっとも多くの反発を受けたのは、石原氏が例の「生殖能力を失った女性が生きているのは、無駄で罪だ」という東大の松井教授の言葉を追認したもので、これにたいしては女性ばかりか男性もほとんど同数で反感を表している。
どんな人にも母親や祖母はいる。なつかしい肉親を否定するようなこの言葉に同意できないのは、思えば男だろうが女だろうが自然なことである。ふつうの人間にとつて当然の感情までおき忘れる石原氏は、こんなかたちで弱者へ

の無意識の蔑視を表明して恥じない人物だということ忘れてはならないだろう。
もっともこうした発言に共感する人もいないわけではなく、絶対数はわずか七人ではあるが、その数は男性がやはり女性の三倍以上であった。
石原都知事の本領
さてこうして石原氏の「政策」をじっと眺めていると、二つの方向性が見えてくる。

ひとつは「オレは自民党のように、大企業の利益ばかりを守ろうとする政治家ではない」という姿勢で、それはデイズル車の「排気ガス規制」や、銀行への「外形標準課税」などの政策に象徴されている。そしてそれは一方では環境保護、他方では大企業たたきに結びつくため、ひろく人々の支持を集めている。
二つ目は、社会全体の便利と効率のためならば、個人の権利と利益を多少損なっても、

図3 最も評価する政策



政策を強行するという姿勢である。「バラマキ福祉の是正」や、都の「外郭環状道路の整備」などがそれで、それに伴い、これまで受けていた福祉を削られたり、立退きを強要されたりする人々の恨みは当然のことながら深い。しかし「恨む」人々のいる一方で、氏の政策に快哉を叫ぶ人々が多数存在していることもたしかなこと、それは今回のアンケート回答にもはっきり現れている。

正義がふみにじられようが、人々の健康が損なわれ、自然が破壊されようが聞く耳もたず、一度決まった政策を強行する政治は、この路線から生じている。

石原氏は、一方ではこうした非人間的な政治姿勢に対する人々の憤りを、他方では仕事らしい仕事もしなかったこれまでの無能な知事たちに対する人々のいら立ちを吸収して勝利した。しかしその彼はまたまぎれもなく、これまでの「おかみ」のように、自分

政策実現のためなら個人だろうが企業だろうが、恨みを買ってもやっつてのける、そこにこそ、都知事石原慎太郎の真骨頂がある。

石原都政に勝負を挑んだ樋口恵子さんの選挙のキャッチフレーズは「問答無用」から都民が主役へ」というものであった。しかし「問答無用」「独断専行」のこの姿勢こそ、むしろ石原都知事のセールスポイントともいえるべき政治的個性なのである。

この国の政権党は、そして基本的に彼らと価値観を共有する官庁は、敗戦以来、いや明治の開国以来、企業の利益をすべてに優先させて国を運営してきた。それが政・官・財三位一体の「富国強兵」路線というものだった。

表2

石原都知事の発言(男、女の順で記載)

	第三国人	生殖能力	シナと呼ぶ	娼婦	私有地
共感	55 40	7 2	29 21	22 10	38 31
反感	27 25	61 66	43 42	43 53	27 26
無回答	37	48	51	58	63

以外の人々の声には耳を傾けない姿勢の持ち主なのである。問題は彼が今後、弱者にたいしても同じ姿勢をとりつづけることができるかどうかという点で、そのとき彼の人間としての真の力量が隠しようもなく人々の目にふれることになるだろう。

未来を模索する日本人

さて石原氏を支持する人々は、今後日本が国際社会のなかで生き抜く国として、どのようなかたちを取ることを期待しているのだろうか。

最後の質問「次の項目について、あなたご自身の意見を聞かせてください」でそれを尋ねてみた。

この質問は、結果としてほとんどの人が、項目の上にマル・バツをつけるかたちで意思表示を行うことになってしまい、質問としては成功していない。しかしそれでもやはり、そこから見えてくるものは大きかった。まず一応の結果を見てみよう。

最初に選択肢1への回答を「アメリカ支持派」、2を「自立路線派」、3を「中道派」としてくくってみた。さらに各項目にマルをつけた人は「共感」、バツをつけた人は「反感」としてまとめた。

結果は表3のとおりである。

これで見ると、石原氏に投票した人たちのなかで「中道派」は圧倒的多数派である。つまりアメリカと手を組むのは悪くない、安保は維持しよう、しかし何も相手のいいなりになるばかりが能じゃない、と考えている人たちはもともと多く、数としては一二〇人、回答者全員の六四%であった。次に多いのが全面的な「アメリカ支持派」。四五人、二四%である。

表3

あなたの意見

	アメリカ支持	自立路線	中道
共感	45	19	120
反感	36	9	3
無回答	106	159	64

日本独自の路線を貫くべきだ」と思いながら、その状況のなかで自分自身のアイデンティティを模索して揺れ動いているのだ。

日本人は何ごとについても「そこそこ」で「まあまあ」の人々である一面と、熱しやすくさめやすく、流行に踊らされやすい一面を兼ね備えているが、この調査結果は、長い試行錯誤の結果、日本人がようやく到達した政治的成熟度を表しているように思われてならない。

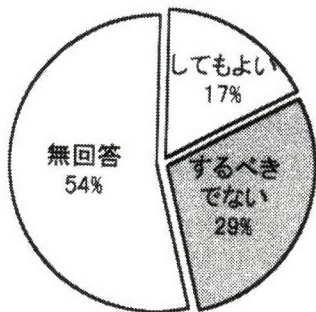
最後の質問「次の項目について、あなたご自身の意見を聞かせてください」でそれを尋ねてみた。

この質問は、結果としてほとんどの人が、項目の上にマル・バツをつけるかたちで意思表示を行うことになってしまい、質問としては成功していない。しかしそれでもやはり、そこから見えてくるものは大きかった。まず一応の結果を見てみよう。

最初に選択肢1への回答を「アメリカ支持派」、2を「自立路線派」、3を「中道派」としてくくってみた。さらに各項目にマルをつけた人は「共感」、バツをつけた人は「反感」としてまとめた。

石原支持票のなかに潜在するさまざまな未来への芽のうち、何を捨て、何をのびすかに日本の未来がかかっている。

図5 核武装



さてここで、問④で思いがけず浮上した「核武装」の問題について記そう。

選択肢2の「自立路線」を選んだ回答者は一九人であったことはすでに述べたが、この一九人のうち、付随する設問「その場合核武装は『してもよい』『すべきでない』に『してもよい』と答えた人が二人いた。

ところがこの部分だけカットで括ってあったためか「自立路線」を選ばなかった人々のなかにもこの選択肢にマルをつけた人があり、それらを集計すると、核武装を「してもよい」と肯定する人は何と三二人にも上っていて、私たちが愕然とさせたのである。

「すべきでない」にマルをつけた人は、わずか五二人。

浮上する核武装

つまりこの項目の回答者の三七％の人々は、日本の核武装を肯定しているのであった。もちろん女性は肯定派の三割と、男性よりはるかに少ないけれど、それでも九人の女性が「してもよい」と答えて

いるのには驚かされる。日本人の核アレルギーは、急速に消滅しつつある。今回の調査は、思いもかけぬ副産物として、このショックな事実を私たちに突きつけたのであった。

表1

石原都知事人気の源をさぐる (回答は無記名でOK)

①あなたが石原都知事に投票なさった理由についておきかせください。次の選択肢のうち、2つだけにマルをつけてください。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 具体的政策と実行力があるから。 | 2 国と対決する姿勢があるから。 |
| 3 自分の言葉で感じたことをしゃべるから。 | 4 ダーティでなさそうだから。 |
| 5 人が言わないことをはっきり言うから。 | 6 顔つきが気に入っているから。 |
| 7 何だか頼りがいがありそうだから。 | 8 アメリカ一辺倒でないから。 |
| 9 その他 (書いてください) | |

②石原知事の政策のうち、あなたが最も評価するものは？ (2つだけにマルを)

- | | | |
|----------------|------------------------|-----------------------|
| ①ディーゼル車排気ガス規制 | ②保育所の増設 | ③都の外郭環状道路の整備 |
| ④都立高校の改革 | ⑤銀行への外形標準課税 | ⑥バラマキ福祉の是正 (補助金の削減など) |
| ⑦カジノをつくる | ⑧中小企業の能力を引き出す新しい銀行をつくる | |
| ⑨その他 (書いてください) | | |

③石原都知事は次のような発言をしたと伝えられています。あなたが共感を感じるものにはマルを、反感を感じるものにはバツをつけてください。

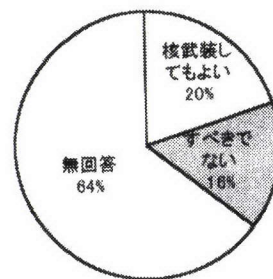
1. 第三国が増えると治安が悪くなる。
2. 「生殖能力を失った女性が活着しているのは無駄で罪」という言葉に共感する。
3. 中国を「シナ」と呼ぶのは歴史的根拠もあり当然のことだ。
4. 娼婦のいない街は、はっきりいって都市としての成熟度がない。
5. 公共事業のためにも、住宅供給のためにも私有地の財産権の抑制は必要である。

④次の項目について、あなたご自身の意見をお聞かせください。(石原都知事の意見とは無関係です)

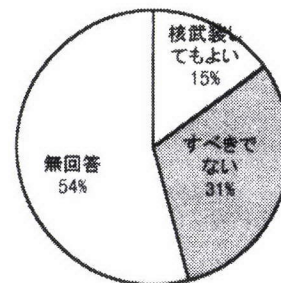
1. 北朝鮮問題があるのだから、アメリカがどんな動きをしても、全面的に支持すべきだ。
2. アメリカがあまりに納得できない路線をとるなら、日本は日米安保を破棄し、自立すべきだ。その場合核武装は「してもよい」「すべきではない」(いずれかにマルを)
3. 日米安保は維持しつつも、戦争放棄の憲法の理念を生かし、日本独自の路線をつらぬくべきだ。アメリカの核の傘に入っているからといって、何もかも尾を振って追随する必要はない。

あなたの年代 () 代 性別 男 女 支持政党 () 党 ない
 職業 自営業 自由業 勤め人 主婦 無職

アメリカ支持 (45名)



中道派 (120名)



政治家とお金

鈴木由美子

あの手この手の 集金システム

政治浄化に役立つとされた諸制度がなぜ機能していないのか！「ザル法」と「お手盛り」の実態を見渡してみる

二〇〇三年春から夏にかけて、政治家のパーティーが盛んに開かれている。自民党総選挙を控え、解散総選挙も予想されるなか、資金集めに力を入れざるを得ないらしい。

パーティー券は一枚二万円程度、売る券の数よりパーティー出席者数はずっと少なく、券の売り上げの八割が政治資金になるそう。テレビに映し出されるパーティー会場で見えるのは人波ばかりで、参加者が手にした皿にはハムや春巻が乗っているだけ。パーティー自体の経費を抑制していることがよくわかる。

自民党のある派閥の最近のパーティーでは二万円の券四三〇〇枚が売れ、収入は八六〇〇万円。その八割七〇〇〇万円近くが派閥に入る。ある首相経験者は、好景気の時代

に、一夜のパーティーで二億円を集めたという伝説を持っている。

おもてむき金権政治からの脱皮をうたいながら、「選挙には金がかかる」として政治家が資金集めに邁進し、金を出した人物や企業が見返りを求める図式は変わらない。

私たち主催者はこの図式に、もうあきあきしているのだが、政治浄化に役立つとされたさまざまな制度が、なぜ機能していないのか。

政党や政治家にお金を流しこんでやまない「ザル法」や「お手盛り」の諸制度を見渡してみよう。

●完全なザル法 改正政治資金規程法

一九九三年細川内閣が生まれ、一九四八年以来の政治資

金規程法の改正に着手したとき、政治浄化への国民の期待は大きかった。

九四年の改正政治資金規程法では、たしかに政治家個人の「資金管理団体」への、団体・企業の献金は禁止された。また年五万円以上の献金をした個人や団体の名を公表せるという仕組みはきびしく、政治資金の流れを透明化するであろうと思われる。だが抜け道として用意されていたのが、政党や政党支部への、団体・企業からの献金の制限のゆるさであった。

●野党も一つ穴のムジナ？

この政治資金規程法をめぐって、各党のせめぎあいが続いている。民主党・自由党・日本共産党・社会民主党の野党四党は、二〇〇二年四月に「政党支部の数の制限」などを政府与党に申し入れた。

政党支部は、郡や市、都道府県、衆議院の選挙区に一つに限るべきだとしている。支部数を無制限に増やせる現行システムでは、政治献金の規制など不可能だからだ。

民主党は、資金集めパーティーの透明性を高める提案もしているが、民主党自身、労働金庫連合組織の裏金で大量のパーティー券を買わせていた疑惑が報じられている。

与党内にも政治資金見直しでの対立がある。二〇〇三年に入り、公明党は一つの政党支部に同一の企業・団体、個人からの献金を年間一五〇万円以内に規制するよう提案、自民党・保守新党の合意を取り付けた。

だが自民党はそれとセットで、政治献金者名の公開基準緩和を主張した。現行の年五万円ではなく、年間二四万円以内なら匿名で献金できるシステムを提案。一社からの献金額が規制されても、匿名献金枠を広げておけば、名義を分散して多額の企業献金を受け取ることができるとしている。これに反対していた公明党も六月には合意に回った。

古いザル法を排したものの、新しいザル法をつくり、さらにザルの目を粗くしようとすめる力が働いている。政治資金を規制できる有効な法律を、

まだこの国は持っていない。

●大政党が税金を山分け

九四年には、政治浄化を目的とするもう一つの新法が生まれた。細川内閣の「政治改革」として、小選挙区制とセットにして導入された「政党助成法」である。

国民の人口に二五〇円を掛け算した額三一〇〇三二〇億円を毎年の助成金とし、半分を国会議員数割、半分を得票数割にして「政党交付金」として各政党に配するというわかりやすいシステムである。

当時日本新党の顔であった小池百合子議員が、テレビや雑誌に登場し「国民一人一人が、一年にコーヒー一杯分のお金を出しあって、清潔な政治を実現しましょう」と呼びかけたものだ。税金から政党にお金を渡せば、政治を浄化する決め手になるという論調であった。

ただ、この法律にはいくつかの問題があった。国会議員を五人以上持っている、二%以上の票を獲得している、という条件を満たした党にのみ政党交付金が配分される。大政党が公金を堂々と山分けするシステムと違っていい。志はあってもまだ国会議員を当選させていないローカルパーティーや、無所属の政治家に

は、政治資金は渡らない。

日本共産党は政党助成制度の廃止を主張している。「国民には政党を支持する自由も支持しない自由もある。政党助成制度は、国民のお金が支持していない政党にまわされる強制献金であり、思想信条の自由をふみにじるものである」という。政党交付金をもらう

資格のある共産党が受け取りを拒否しているため、その分も他の政党が分配して受け取っている。

その結果、共産党を支持する人は、共産党以外の政党にばかり強制的に政治献金させられる羽目になっている。制度に参加してくれば自分の金が一部でも共産党に渡るの、という支持者の声も出るが、

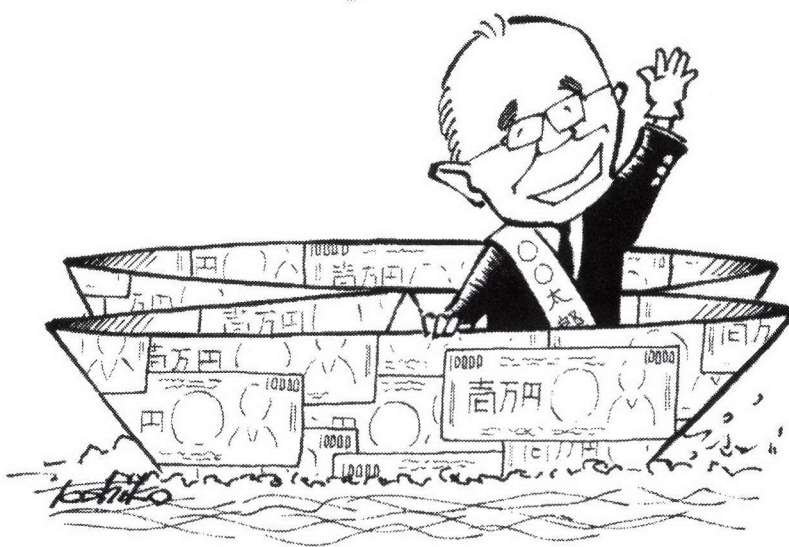
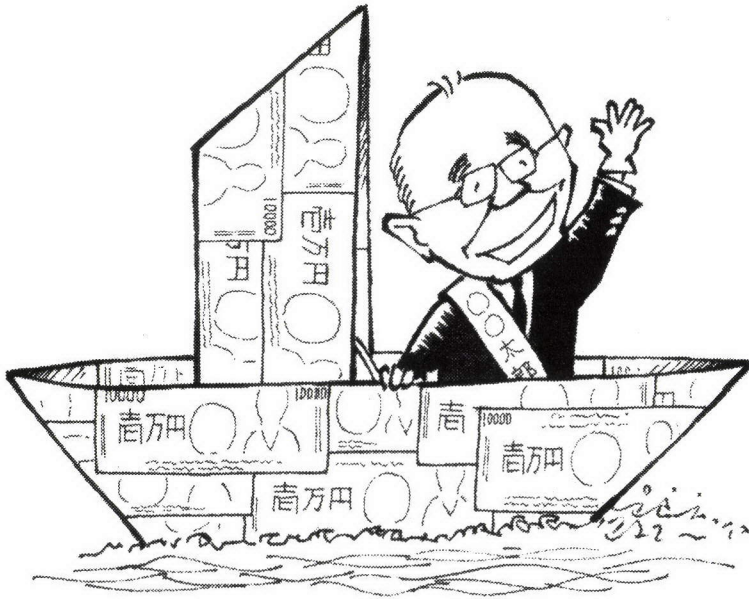
この政党は原則的な姿勢をくずさない。

●助成金と政治献金の二重取り

私たち国民が毎年二五〇円を負担する制度ができて八年、すでに二〇〇〇円の政党交付金を払った計算になる。その二〇〇〇円のうち九三二円は自民党に捧げた。三三〇円を民主党に、一九二円を社会民

主党に渡した。一三四円を公明党、九七円を自由党に献金している。

この制度、税金から行われているので生活の中で実感しにくい。テレビで小泉首相の顔を見て「わが家は四人家族だから、八年間で三七二八円も、自民党に政治献金してやったんだぞ」と思う人が、何人いるだろうか。



政党助成制度が発足したころ、細川内閣は「この制度を軌道に乗せれば、企業や団体の政治献金を廃止できる」と言明していた。

しかしいま、企業団体献金の廃止どころか、政治資金規程法をゆるめて、お金を自由に受け取りたい勢力の声ばかりが高まっている。

いまや、右手で政党助成金、左手で企業団体献金を受け取る、両手に花の時代。

政党助成制度には 実際的な効果があったのか。制度の改革あるいは廃止をすべきなのか。制度八年間の再検討をすべき時期がきている。

●税金でまかなう選挙公営制度

この春の統一地方選挙で、多くの人が候補者の推薦ハガキに宛て名を書き、メッセージを添えたことだろう。推薦ハガキは郵便ポストに投函せず、選挙事務所が決められた枚数をまとめて、郵便局に持っていくシステムになっている。

ちなみに、東京の中野区長選挙では八〇〇〇枚、中野区議会選挙では二〇〇〇枚が、無料で配達してもらえらる。もし二〇〇〇枚ものハガキに自分で五〇円切手を貼るとしたら、一〇万円かかったところだ。

選挙運動の費用を公費で負担して金のかからない選挙を実現し、候補者間の機会均等をはかるのが、公職選挙法に定められた「選挙公営」の制度。

先のハガキ以外に、ポスター作成費、選挙カーにかかる経費なども公費で負担され、公営施設が演説会場として無償で提供される。これらがなければ、普通の生活をしている人々が、手作り選挙をやってみようという決心をしにくい。選挙公営の制度によって、市民が立候補する機会が広がっているといえよう。

戦後、順を追って拡充してきたという選挙公営の種類は多岐にわたる。「投票所の記載台ごと」に貼ってある候補者名の「一覧表作成」「ポスターを貼るベニヤの掲示板の設置」「選挙公報の発行と配布」なども、選挙管理委員会が直接実施する選挙公営の一部。

国会議員や都道府県知事の場合は公営の範囲が広く、ピラの作成費、ラジオやテレビでの政見放送・経歴放送などが公費負担でなされる。

面白いのは、選挙区内を動き回る特殊乗車券の無料交付。特殊乗車券があれば、新潟の候補が佐渡島へ船で渡ったり、沖縄の候補が飛行機で島々をめぐる事が可能になる。ただし、国会議員選挙では、

得票が少なく供託金没収となった候補者の、ピラ作成費や選挙カーの公費負担は取り消される場合がある。売名目的の泡沫候補が大勢出てくるのを抑止する狙いなのだろう。

その点、身近な市町村長選挙、市町村議会選挙では、得票結果次第で自腹になる種類はなく、予想外の赤字を抱える心配はない。

これらの選挙公営制度を上手に活用し、市民の自発的なカンパを受ければ、金のかからない選挙ができるはずなのだ。

今年春都知事選挙に出馬し八二万票を集めた樋口恵子さんの場合、自己資金を差し出してスタートしたが、個人カンパが二六六三万円集まり、政党等からの政治資金規程法限度内の寄付が二五〇万円。選挙公営による公費負担分を見込めば、健全会計で終わる予定だといふ。

●選挙のたびに金もつけ

だが、選挙をきれいにするはずの選挙公営制度を食いのにする議員や首長もいる。

たとえば、候補者にポスター印刷業者がもうけ話を持ちかける。ポスターを安く作り、請求書は限度額いっぱいで作成して、公費で代金を受け取り、差額を候補者にバックす

る。これが全国各地で公然と行われ、議員や首長のリベートル収入になっているというのだ。

埼玉県鶴ヶ島市の市民オンブズマン組織は、選挙公営の交付金実態を調査している。

一九九九年の鶴ヶ島市議会選挙で保守系候補者は、選挙カーとしてレンタカーを使用しただにもかかわらず、高いハイヤーを使用したこととして請求書を出していた。オンブズマン組織が陸運事務所へ、請求書を出した運送会社が高ハイヤー営業免許を持っていないことを調べあげ、市の不当支出だとして監査請求したのである。

選挙用の物品やサービスを安く調達して、実際より高額な請求をさせ、支払われた公費の一部で私腹を肥やす。多選議員にとつては、四年ごとのボーナスという感覚だといふ。

選挙のチェックが甘く、市民の監視の目が無い地域では、選挙公営制度も政治家の資金集めに利用されている。

●特別扱いの議員年金

地方議員の間では「一二年つとめさえすれば」という言葉がよく語られる。議員生活が三期一二年に及べば、六五歳から終身年金がもらえるか

らだ。ところが、議員歴一二年未満では、老後の年金はつかない。一期二期で議員生活を終えた人には、掛け金の一部が返ってくるだけ。一二年の線を乗り越えるかどうかで、天国と地獄の差がある。

議員の年金制度は、一般の勤め人が加入している公的年金とは別の制度になっている。地方議会議員の年金制度は、地方公務員等共済組合法に独立した章を設けて規定されている。

改正されたばかりの制度では、地方議員を三期つとめ、平均報酬月額が六〇万円であったとすれば、六五歳から一六万円(月一八万円)の終身年金。四期つとめていれば年金は二二三万円に増える。これは二〇〇三年三月までに在任期間があった人の場合である。二〇〇三年四月以降に新たに地方議員になった人はやや減額され、一九二万円(月一六万円)になる。

国会議員の場合は「国会議員互助年金法」に規定がある。受給資格を得る期間がもっと短く、一〇年間議員生活をすれば年金四二万円がつく。

自営業夫婦が四〇年間国民年金を納めても、二人で年一六〇万円程度であることを考えれば、議員年金は非常に有利である。それもそのはず、

=有効票？ 無効票？=

国会議員は年金額の七割、地方議員は四割ほどを税金が負担しているからだ。基礎年金部分の三分の一しか税金が投入されていない一般の年金とは大違いである。

そのうえ議員年金制度はそれぞれ独立しているため、もしも市議会議員一二年、県議会議員一二年、国会議員一〇年をつとめた人がいれば、三種類の議員年金がもらえる。またその人が国民年金など一般の年金制度にも加入していた場合、多少の控除分を削られるがそれも受給できる。

一人の人間に、公的年金が四種類も集中する。そのすべ

てに税金からの投入部分が含まれているのだから、これは笑いのとまらない集金システムである。

●年金ほしさの操作いろいろ

一九九九年春、東京都の足立区区长吉田万三氏（共産党公認）に不信任決議がなされたとき、足立区議会側は会期を延長し、採決を四月一日に遅らせた。

三月中に不信任案を可決すると、区長により議会が解散され、一一年一か月で退職する議員が出るおそれがある。共産党区長追い出し派は、仲間の議員年金受給権を確保し

た上で、採決に踏み切ったのである。

有利な地方議員年金も、高齢化による受給者の増加や、議員定数削減による掛け金収入の減少で、運営不安定に陥っている。二〇〇三年四月一日以後の退職者については支給額が一律減らされた。

それを知って、各地の地方議会では任期を一か月残し、三月中に駆け込み退職して減額前の年金額を確保する議員が続出した。

和歌山県議会では三月末日付けで自民党県議が四人ドドツと辞めていき、静岡県の富士宮市議会からは保守系二人

社民系一人が「一身上の理由」で辞表を提出している。選挙で選ばれた人が年金目当てで任期を放棄してもいいのかわ倫理的にも問題が残る行動であった。

一般の年金制度とは全く異なるお手盛りの議員年金制度。会社に四年、八年、一二年つとめればその分だけ老後の年金額が増える、そういう制度で充分ではないだろうか。議員の「特権」がこんなところで発揮されるのではやりきれない。与党のみならず野党もお手盛りで甘い汁を吸っているというのでは、国民の政治不信はつる一方だ。

すんなり納得できる。ところどころが「余計なことは書いてはダメ」とあっても、敬称・職業・身分・住所ならよい、と公職選挙法には書かれていて、だから「樋口先生」ならOK。「杉並区のドクター中松」もよいのだった。たとえ住所が間違っていたとしても、以前にその人が住んでいたところならまあ大丈夫だろうという。ところが「石原慎太郎」「ドクター中松」と書いたら無効。語尾に句読点がついているからで、これだけでもう法律違反なのである。もちろん「樋口恵子」とかっこをつけてもダメ。

その一方、書くべきことを書いてなくとも法律は意外に寛大である。「石原」だけでも「恵子」しかなかったりしても有効。同姓あるいは同名の候補者が二人いた場合はダメだけれど、間違っておそれがなければよいのだという。

ところがその一方で、「樋口久子」はダメ。そういう名で特定できる有名人が他にいるからで、こう書いた人はあきらかに、「久子」と「恵子」を取り違えているんだからいいじゃないか、と思っても通用しない。立ち会い人になってみて、「法律」万能の限界を改めて痛感した。

東京・中野区の区議会選挙

で、一票差で落選した吉原宏候補者が、開票のやり直しを申し立てたという事件があった。都の選管ではこれを受け、六月一四日に全投票を洗い直し、六月末に結果を公表するということ。吉原氏はいかに及ばず、最下位の当選者も固唾を飲んでいるだろう。こうなると一票の重みはたいへんなものである。

ここで浮上してくるのが

「有効票」「無効票」の判断の差。その判断は、選挙管理委員長がつけることになるのだが、その場合もちろん、不公平のないよう各陣営から選ば

れた立ち会い人が同席する。

四月二三日の都知事の開票に、私も市民の一人として、立ち会い人になってみた。そして驚いたのは「有効」か「無効」かの判断基準に、首をひねりたくなる部分が多くならずあるということだった。

「有効票」は一人の候補者の名を正確に書く、余計なことを書いてはダメ、というのが原則である。

だから二人の名前が書いてあったり、マンガやいたずら書きがされていたり、候補者でない全然違う人間の名が書いている場合は無効、これは

その一方、書くべきことを書

いてなくとも法律は意外に寛大である。「石原」だけでも「恵子」しかなかったりしても有効。同姓あるいは同名の候補者が二人いた場合はダメだけれど、間違っておそれがなければよいのだという。

ところがその一方で、「樋口久子」はダメ。そういう名で特定できる有名人が他にいるからで、こう書いた人はあきらかに、「久子」と「恵子」を取り違えているんだからいいじゃないか、と思っても通用しない。立ち会い人になってみて、「法律」万能の限界を改めて痛感した。

（T）

政治と選挙

代りて甘

無投票が生み出す

なれ合い政治

一票をめぐる熾烈な戦いがくりひろげられる都市部の選挙戦。そこに住む市民には無関係ともいえる「無投票」。

無投票とは立候補者数と議員定数が同数（あるいは定員割れ）の場合、選挙戦そのものが行われることなく全員が無事（？）当選となること。そこには、一票を投じる機会を失ったままの有権者がいる。

総務省が昭和三〇年から調査を行っている無投票当選人のデータをグラフにしてみた。

グラフで見ると、昭和三〇年から一貫して高い割合を示しているのは町村長で、今回の統一地方選でもなんと半数が無投票で選ばれている。

例外的な低さといえる。二〇〇三年の結果と比較すれば、無投票当選人は多い順に町村長五一%、町村議で二三・三%、県議一九・五%、市長

負けを覚悟で駆けこみ立候補

二〇〇三年の四月上旬。夜遅く電話が鳴った。「私、県議選に立候補しました」

おりしも統一地方選前半年の真只中。電話の相手は、愛知県議選の名古屋市瑞穂区選挙区（定数二）に出馬した吉川富士子さんだった。吉川さんは自宅で高齢者を預かる宅老所「えんがわ」を開いている。驚くこちらを知ってか知らずか熱弁が続く。

「だって県議ですよ。県議レベルで無投票当選なんて驚きです。選挙をちゃんと

一〇・一%、市議二・七%となっている。二〇〇三年、この状況を「問題だ」とし、立候補して奮戦した女性がいた。

やって政策をたたかわせてほしい。そして有権者は候補者の人と政策をチェックして投票する。それが民主主義じゃあないでしょうか」

告示直前、吉川さんが住む瑞穂地区で名乗りをあげていたのは男性二人のみ。無投票がほぼ確実となったが、この時点で一〇七人の県議会には女性がたったの三人しかいない。地域づくりと同時に、一九九五年から「女性を議会に！ネットワークあいち・ぎふ・みえ」

で女性議員を増やす活動に参加してきた吉川さんの心

中は穏やかではなかった。しかし、あまりにも時間が迫りすぎている。

「何の準備もなく立候補する私を応援してくれる人はいないだろう。たった一人で選挙ができるのだろうか」でも四年に一度の選挙が無投票では、市民の政治離れはますます進む。「一石を投じる気持ち」が先行したと、吉川さん。

立候補の決意をしたのは告示二日前。その日の夕方選挙管理委員会に相談に行き、六〇万円の供託金があれば立候補できることを聞いて帰宅。夫の理解を求め、徹夜で立候補の書類を書いた。翌日の宅老所の花見では、急遽デジタルで写真を撮り、ポスターの印刷に回した。

四月四日に立候補の届けを出し、選挙戦に突入した。

ただし、この時点でポスターは間に合わず、選挙カー、事務所の看板、たすきものほりもナシ。公選ハガキ八〇〇枚を前に途方にくれるだけという有様。でも、「本当に一人で選挙活動しよう」と覚悟はできていたので恐くはなかったという。

結果は、五七九三票を獲得するも落選。当選ラインの一万票には乗らなかったが、同地区の六人に一人が投票してくれた計算になる。

「新聞で無投票阻止のことが話題になり、それを読んだ友人、知人が大勢駆けつけてくれました。ポスターも立候補の翌日には印刷されてきて、息子と友人が一日で貼ってくれました。選挙カーも他地区の無投票当選の事務所から、名前だけ書き換えてそのまま借り受け、運転やアナウンスはたまたま事務所に来てくれた人が手伝ってくれました」

スパー、団地、駅などの街宣では、応援する仲間がマイクを握って離さないほど盛り上がった。「あなたのまちにもえんがわのような居場所を作りましょう」「空港や万博のために福祉を切り捨てていいのですか」。こんな市民感覚あふれる訴えが有権者の心を動かした

と言ってもいい。

ところが、驚いたのはこの
 県議選では、瑞穂地区は選挙
 が行われたものの、愛知県内
 五九選挙区（定数一〇六）の
 うち、二一選挙区の二四人が
 無投票当選だったことだ。今
 回、定数が一〇〇を超える都
 道府県議会は、北海道、神奈
 川県、大阪府、愛知県のみ。

勝っても充実感のない当選

「県議選が終わった。過去
 最低の投票率よりも九選挙
 区で無投票だったのが気に
 なる。川辺郡は四期連続の
 無風。これほど長い間、選
 挙権を行使する場がないと
 いうのは異例のことだろう」
 （南日本新聞、四・二二）と
 書くのは、加世田支局の新
 留浩平記者。鹿児島県は選
 挙区二四で定数は五四人。
 うち無投票は選挙区九で定
 数は一二人。四期（一六年）
 というのは、たとえば成人
 した市民が三六歳になる現
 在まで県議選を一度も経験
 していないことになる。信
 じがたい年数である。

それぞれの無投票地区（定数）
 は北海道二二（一八）、神奈
 川四（四）、大阪二（八）で
 あるから、愛知県の二一地区
 二四人がいかに多いかが分か
 る。
 吉川さんの立候補が市民に
 考えるきっかけを与えたこと
 は確かだ。

「なぜ地元の県議選の無投
 票を阻止もせず隣の選挙区
 から出たのか。そのうえ県
 議選に敗れたからといって、
 再び市議にくら替えするの
 はおかしい」
 平神さんは言う。

「なぜ地元選挙区から出な
 かったかといえば、あまり
 に地縁、血縁が固まってい
 るため、ここで入り込む余
 地がないと判断したからで
 す。私は、無投票を阻止し
 ようとしたのではなく、男

女共同参画社会の実現のた
 めに浮動票を取り込んで当
 選したかった。そのため
 可能性の高い鹿児島市区を
 選びました。加世田市の市
 議選については法律的には
 何も違反はしていないので
 すか……」

平神さんは無投票で市議
 に戻ったのだが、それが必
 ずしも幸運だったとは思っ
 ていない。
 「県議選は敗れましたが十
 分に訴えたという充実感が
 残りました。しかし、市議
 の無投票当選では選んでも
 らったという自信がわいて
 きません」

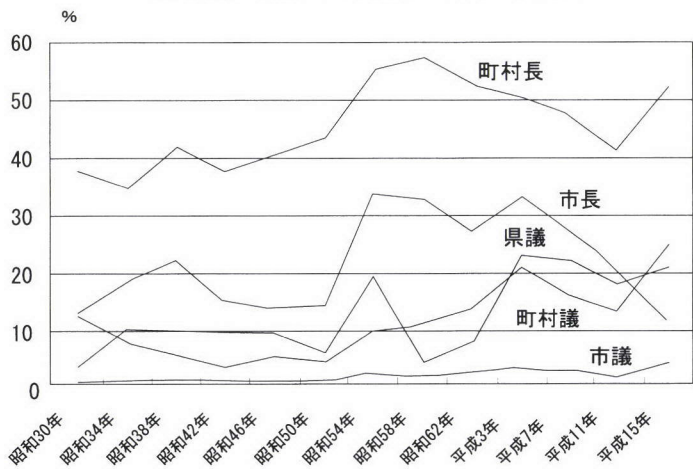
選挙戦で公約を訴え、市
 民の反応を直接感じた瞬間
 に、自分に求められている
 のが見えてくると彼女は
 いう。その手順を省略して、
 立候補者が届け出だけで議
 員になれば、緊張感も責任
 感もないままだ。
 だが、二つの選挙を経験
 して平神さんがそう実感す
 るのであれば、やはり加世
 田市区で県議に挑戦すべき
 だったと思うのは私だけで
 はない。平神さんが立候補
 することで、市民は二人の
 候補者を見比べる機会を得
 たことになったはずだ。と
 なれば無投票の無力感を生
 まれなかったろう。

熊本県阿蘇郡長陽村（人
 口五四〇〇人）の後藤ひで
 こさんは、一九九九年の統
 一地方選で、無投票阻止を
 訴えて立候補した。その時
 村人に言われたのは「あん
 たが降りれば、選挙にお金
 が要らないのに」というこ
 とば。村ごとで定数にピタ
 リと収まるように立候補者
 を調整しているのか。

結果は落選。
 今回の選挙も後藤さんは
 無投票阻止のために立候補
 した。今度は一切選挙活動
 をしなかつ
 た。「無投
 票では村の
 活性化がな
 い」という
 主旨のこと
 ばを書いた
 紙を村人に
 渡したの
 み。
 しかし、
 今回、村人
 は後藤さん
 を選んだ。
 最下位だっ
 たが当選。
 次点とは二
 票の差だっ
 たという接
 戦。
 「選挙が
 あってよか

った」とは村人の弁。一票
 一票の行方が分かってしま
 う村でさえ、選挙戦があれ
 ば村の未来を誰かに託そう
 とする。それが地域の活性
 化につながる。
 選挙なのに選挙戦を回避
 しようとする悪しき慣習、
 それが無投票だ。
 無投票はなれ合いの政治
 を生む。政治改革はわが町、
 わが村からでもできることを
 後藤さんは示してくれた。
 後に続く女性に期待したい。
 （図表作成 甘利てる代）

無投票当選人の定数に対する割合



障害者と選挙

黒岩秩子

投票所のバリアーチェック

障害を持つ人たちが投票に出かけるには、いくつものバリアーがある。四月二十七日、区議会議員選挙の日に私は、投票所のバリアーフリー度をチェックしてみようと、チェック表を手に出かけた。私のいま住んでいるところは、千代田区一番町。いちばん近くの投票所は三月に完成したばかりの区役所の出張所。所長さんが快く対応してくれた。

1 「館内のかなふり案内板」、2 「候補者のかなふり表示」、3 「手話通訳者の配置」、4 「音声案内」、5 「点字の候補者名簿」、6 「点字器」、7 「拡大ルーペ」、8 「老眼鏡」、9 「車椅子貸し出し」、10 「車椅子用の記載台」、11 「介助員の配置」、12 「出入り口のスロープ」、13 「車椅子用の仮設駐車場の設置」、14 「車椅子用のトイレ」のほか、「お子様と一緒に投票所には入れましたか?」「ガイドヘルパー制度を利用できましたか?」という質問がある。私自身は、二月にここへ引っ越してきたばかりなので、投票権がなく、投票所には入れなかった。だから、対応してくれた人が、一つ一つ答えてくれる。とても面白いことに、「ない」と答える時、申し訳ない、という感じが漂うのだ。これは、三か所とも共通していた。

「ない」となったのは、1、3のみだった。手話通訳については、代理投票者を二名配置してあるから、それに対応しているとのことだった。これが、最も新しく建った出張所の現状だ。1、のかなふりについては、「投票所」という看板にかなをふればいいことなので、しようと思えばすぐに行けることだ。ところが、次に行った投票所の小学校は二つとも、12、つまりスロープが「ない」だった。進学で有名な番町小学校は、七段もの階段を、三人がかりで車椅子を持ち上げているところだった。

調査を終えて出てくると、ちょうど、さっきの車椅子の人が出てきたところ。区役所の職員がその人に聞いていた。「毎年この時間ごろこられるのですか?」「はい」「それはよかったです。この時間なら、こうして二人が介助できますから」。三人で車椅子を持ち上げていた、そのうちの一人は家族の方だったらしい。二人がいるから、この時間、という言い方が気になった。午後二時三〇分、そんな時間しか、いないのか、投票時間の間中保証されてはいないのか。

五月一九日夜八時から三〇分間NHKの教育テレビが、障害を持つ人の投票権についての報道をしていた。そのなかで聞いたところでは、総務省の調査で、全国の投票所のスロープありは、三二%だという。私の調査結果もちょうどそのくらいだった。学校というところがほとんどこれにあたる。しかも、多くの学校は緊急事態のときに避難所になっている。そういうとき、車椅子の人が困るとはよく言われていることだ。そのことも含めて、私は立ち会ってくれた職員の方に、「スロープをつけるように教育委員会にお願いしてください」とお願いしてきた。学校の生徒だって、足を折ったりすることもあるに違いないし、車椅子の子どもを生徒として迎え入れることも大切ではないかと思うのだ。また、これでわかったのは、新潟市に住む友人の結果は、ずいぶん違っていた。市内の投票所は一二〇か所ぐらいあるが、すべての会場はスロープを取り付けること、となっており、公民館が畳のために、構造上スロープが取り付けられないところが二か所あったという。新潟市の小学校はすべて車椅子トイレがついている。これらは、八年前に当選した全盲の市会議員の存在が大きいと思う。

テレビに出ていた東京大学の福島智教授(盲、聾)は、投票券だと思っ

女性議員
の
ページ

甘利てる代

土井節子さん

どいせつこ 東京都西東京市市議

1947年和歌山市生まれ。津田塾大学卒業後都立高校の英語教師となる。子育て中に離職し、生協活動や公民館活動などで活躍。1991年に革新系無所属の女性議員の後を引き継いで議員になる。現在4期目。家族は夫と子ども2人（既に1人は独立）。



熱い人だ。スリムな体つきからほとぼしる正義感こそ、土井節子さんの真骨頂だ。

「暮らしの中でおかしいって感じたら、議員がおかしいって言わなければ誰が言うのよ」

議論が白熱するあまり、手に持っていためがねを壊したことが何度もある。

もっと驚いたのは、「後援会を持たない」と言い切ったことだ。四期目の今も後援会組織がない。なぜですか。どうやって選挙を乗り越えてきたんですか。

「後援会にすると、その人たちのための議員になってしまふからです。二期、三期を指せば、後援会の人たちに嫌われたくないのは至極当然。どうしても利益誘導になつてしまふ。でも、それでは真の市民派議員とはいえないでしょう」

選挙のたびに、周囲に声をかけてせいせん会を立ち上げ、事務局体制をつくるとう。だから、「不安はないですか」という問いに、「そりゃあ、毎回何人集まってくれるか心配でたまらないわよ」と笑いながらちよつぱり本音も。あえて困難な道を選んできたのも、「私は議会担当者あくまでも自立した市民としてみんなと役割分担をしてい

るだけだから」と市民派の基本を貫く。

この人には議員にありがちな、八方美人で奥歯にものな、挟まったような表現はない。

議会では財政問題をやることが多い。「国や都、市の財政が危機的状況だなんて人ごいなら、それは間違っているわね。だって予算書を持っているのは市民じゃあなくて議員なんだから、チェックするのが議員の仕事で、責任を取るのも議員でなくっちゃいけないはず」と、財政問題はすべてに通じると言い切る。

「議員になって感じたことは、議員になると市民が喜びそうなことしか言わなくなるっていうこと。市のお金がないからできませんなんて、そんな非難を浴びることは口をつぐむんですよ。でもそれってある意味で市民を信用していないということだと思ふ。この事業にはいくらかかって、税金でどうまかなっていかかという説明責任が議員にはあるはずですよ。多少市民に嫌われても、筋の通った政策を選択していきたい」と、人気取りに走るのではないこの腹のくくり具合が爽快だ。財政問題にこだわらず、入札制度の改革を主張してきた。税金の支出に利権がか

らむのが公共施設の契約や入札だ。「談合」「議員の口利き」が公正な入札を阻んできたと指摘する。

「これまでのように役所が決めた予定価格と最低制限価格との間で、もっとも安く入札した業者が落札するというやり方では、事前に価格がもれる可能性がある。また、入札時に業者を行政が選ぶ指名競争入札では公平とはいえませんが」

土井さんは「予定価格の事前公開」「一般競争入札の公開」さらに「入札後の業者と価格の公開（ホームページ上で）」などを言い続け、入札予定価格の事前公表試行という成果を得た。

西東京市は保谷市と田無市が合併して誕生した人口一八万人のまちだ。土井さんが悩んだ末四期目の挑戦を決めたのは訳がある。「このまちを新たにどう作りあげていくか議員として意見を言っていきたい。ともすれば駅周辺の再開発や新庁舎構想などというハード面を優先する税金の使い方、市民の目で厳しくチェックしたい」と考えたからだ。

「目を光らせていかなければ」
対峙する相手を間違えていない。

六月三日に参議院法務委員会で「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（案）（以下「法律」とする）」という法律が全野党の反対にもかかわらず、与党によって強行採決されました。私たち精神障害者のみならず、法律家、医療従事者などさまざまな人々の反対の声を踏みにじり成立の運びとなりました。

この法律は、殺人、放火、強姦・強制わいせつ、強盗（以上は未遂も含む）、傷害にあたる行為をして心神喪失・心神耗弱で不起訴、無罪あるいは執行猶予判決を受けて実際には受刑しない精神障害者に対し、再犯防止のために、「再犯のおそれ」を根拠として裁判官一人と精神科医一人の二人が合議で強制的に入院をさせるかどうかを決めるというものです。入院先はこの法律のために特別に作られた施設となります。

精神障害者は事件を起こしても無罪放免？

この法律ができた背景には、精神障害者は何をしても無罪放免になっていてけしからん。危険な精神障害者が野放しになっているという世論があります。しかし実際はそうではありません。

なぜ「心神喪失者医療観察法」に反対するのか？

「再犯のおそれ」だけで精神病患者を拘禁するのは、まぎれもない差別のあらわれである

全国「精神病」者集団会員
長野英子

新聞で大きく報道された事件のほとんどでは、犯人とされた人に精神病院通院歴や入院歴があっても通常の人同様に逮捕され起訴され、通常の刑事裁判で裁かれています。たとえば新潟の少女監禁事件、下関駅での無差別殺人事件などは通常通りの裁判で有罪判決が出ています。不起訴率を見ても殺人事件で全体では不起訴率は四九%、精神障害者（鑑定で精神障害者とされた人）の不起訴率五九%で、精神障害者だ

からといって際立って不起訴率が高いわけではありません。

その上不起訴になったり無罪となったとしても精神障害者は釈放されるわけではありませぬ。現在すでに「精神保健福祉法」という精神障害者に対する強制入院法があり、その手続きに基づきたいいてい精神病院に強制入院となります。これは刑罰ではなくて本人のための「医療と保護」を目的とした法律ということになってるので、期限はありませぬ。むしろ健常者の犯罪に対する刑期よりも長期にわたって拘禁される場合もあります。さらに精神障害者の場合は有罪判決を受け刑務所で刑期を務め上げても、「精神保健福祉法」により強制入院となり拘禁される場合もあるのです。

日本の精神病院入院患者数は実数も人口比も世界一、平均入院日数も世界一で、WHOはじめ国際的に批判されています。三三万人が精神病院に入院中、その約半数が完全に拘禁下にあり、五万人もが二〇年以上も入院させられているのです。三三万人のうち一〇万人ものが、社会的入院であるといわれており、入院治療が必要ないのに行き場がないために仕方なく精神病

院を生活の場としています。厚生労働省自身これを認め七万二千人を一〇年かけて退院させる計画を立てています。

必要性も合理性もない法律

この法律に私たちが反対している理由は、精神障害者のみを差別的に予防拘禁する法律だからです。普通の人が犯罪を犯して、不起訴になったり、無罪や執行猶予になった場合に、再犯のおそれがあるという理由で拘禁されることはありません。しかしこの法律は精神障害者に限り、また悪いことをするに違いない、という決めつけで拘禁しようとするものです。

しかし上記のように精神障害者は現行の精神保健福祉法のもとですでに過剰に拘禁されているのです。屋上屋を架して隔離収容の新たな法律を作る必要はありません。

今回の法案を作った法務省ですら、精神障害者の再犯率が一般に比べ高いという統計はないこと、さらに精神障害者の犯罪が増えている事実もないし、犯罪率も高くないと言っています。

たとえば殺人事件でいえば、精神障害者の場合は圧倒的に親や子供が被害者となっています。親殺し子殺しの

「再犯」などまずありえませんが、むしろ精神障害者で事件を起こした人は、自責の念から自殺という終末を迎える場合が多いのです。有名な事件の加害者である精神障害者はほとんど自殺で終わっています。

仮に「再犯防止」のためのなんらかの制度を考えるならば、むしろ一般の犯罪者の再犯防止を考えるほうがまだしも合理的です。例外的な精神障害者の事件のうちさらに例外的な「再犯」などに焦点をあてる合理性も必要性も全くありません。

不可能な「再犯予測」

さらに「再犯のおそれ」で人の拘禁を正当化する科学的根拠などどこにもありません。

再犯予測ができないことは精神医学界では通説です。実際にこの種の制度を持つ英国で、その制度に関わっている精神科医ですら、「一人の再犯のおそれのある人」を拘禁するためには「三人から五人の再犯のおそれのない人」を拘禁することになるといっています。

しかし審判にあたる裁判官と精神科医は、万一拘禁しなかった人が何か事件をおこしたら非難される、というおび

えから、どうしても対象者を拘禁するという判断に傾きがちになるのは当然予想されます。強制収容から釈放するという判断も控えめになつて当然です。

この法律では特別な施設に強制的に収容されることになつた場合、その期限に上限はありません。いったん入れられたら終生の拘禁となることは想像に難くありません。

通常の裁判で慎重に科せられていてという死刑判決ですら冤罪が生じているというのに、不起訴の場合は裁判も受けることなく犯罪にあたる行為をしたか否かということが認定されます。この制度では検察が心神喪失等を理由に不起訴としたとすれば、すべてこの審判に送られます。冤罪のおそれも非常に大きいといわなければなりません。

政府与党はなぜこの法律を作ったのでしょうか？

日本の精神病院病床の約九割は私立精神病院にあり、したがって私立精神病院の経営者団体である「日本精神病院協会（以下日精協とする）」は大きな影響力を持っています。

北陽病院という県立病院を逃げ出した患者が強盗殺人事

件を起こし、遺族への巨額の賠償を県に対して命じる民事判決が九四年に確定しました。日精協はこれに危機感をもち、「困った患者」「手におえない患者」を国公立病院へ追い出したいという意向のもと、積極的に政治家に働きかけを始めました。

こうした中で自民党保岡興治議員により私的勉強会が始められました。日精協雑誌によると、ジャーナリストの大熊由紀子氏、山上東京医科歯科大教授、日弁連、法務省、厚生省、および日精協関係から数名のドクターが参加し、その結果二〇〇〇年一月に保岡氏が法務大臣をしているとき津島雄二厚生大臣に相談し、法務省・厚生労働省の「重大犯罪を犯した精神障害者の処遇の決定と処遇システムの在り方に関する合同検討会」立ち上げが決定された、とのことでした。

そのあげくに自民党議員の緊急動議により六月三日に法案強行採決がなされたのです。たしかに日精協政治連盟が政治資金規正法に基づき政治献金することは合法です。しかしその政治献金を受け取つた政治家がそのために法案作成や政策決定において献金者の便宜を計るとしたら、それは収賄事件としての犯罪となります。

参院法務委員会では、上野厚生労働副大臣が昨年一月と一二月に日精協政治連盟より政治献金を受けていたことが民主党により暴露され、彼が一月の日精協の法案成立総決起集会に参加し、「要望にこたえ法案成立に向け頑張る」むね来賓挨拶したこと、さらに昨年一二月に社会的入院七万二千人の解消のためのニーズ調査が九千万近い委託費で厚生省から日精協に委託されたこととの関連が追及され、政治献金を受け取つた自民党議員の関連質問も名指しで取り上げられました。

この法案は「金で買われた法案」の疑いがあるとして、まだ公開されていない二〇〇二年の政治資金収支報告書の提出と日精協会長の仙波氏の参考人招致が全野党から要求されたのですが、上野副大臣は政治資金は政治活動への献金であり適正に処理されている、昨年の報告書は九月になれば公開される、と報告書提出を拒否、仙波氏は日程が合わない」と出席を拒否し続け、

現在公開されている〇一年

私たちが過去三年間の日精協の政治資金の流れを調査した限りでも、精神医療政策決定が日精協の利益のみに奉仕し、その陰に政治資金が動いた疑いがあります。ましてや少数者の人権に関わる法律が金で買われたとしたら恐るべきことです。すでに与党は政治資金規正法改悪の準備を進めており、これは政治総体に関わる問題でもあります。

法律の問題点および日精協の主張と精神医療政策そして政治献金の流れなど、詳しい資料は以下のサイトに掲載中です。今後の運動の情報も含め必要な方は長野のページをご覧ください。

長野のページ
<http://www.geocities.jp/jngmdp/>
 電話 〇九〇一八〇九一五二三
 一（土日以外二三時から一六時）
 FAX 〇三三三七三八一八八五

永山彦三郎 四三歳。いま日本でもっとも注目されている小学校教師の一人である。

栃木県鹿沼市立西小学校の教壇に立つ永山氏は、自らの生い立ちや二〇年間にわたる教員経験から、今の日本には「やり直しのきく複線化された教育システム」が必要だと主張。その柔軟で自由な発想が世間の耳目を集めている。

子どもも親も学校に見切りをつけ始めた

—今の学校をどうご覧になっていきますか。

八〇年代から九〇年代にかけては、こんな学校とか学校システムはいやだという子どもたちからの異議申し立てが

あって、それが校内暴力やいじめ、不登校となった。

九〇年代の半ば以降からはその段階を通り越して、子どもたちが学校に見切りをつけている部分が強くなってきたという感じがします。

今の子どもたちは学校を完全にあきらめちゃって、得に

伴野準一

は悪くない！ さんにきく

なるところはきちんとして、得にならないところ、自分がいやだということは見切りをつけて、学校以外のところから得ようとする。それがやはり中退率の上昇などに現れていると思います。

それからもうひとつは、子どもを学校に縛りつける社会的圧力が随分弱くなってきているということがある。子どもが中退しようかなといったときに、昔の親は辞めるなら自立しろなどいろいろプレッシャーをかけたものですが、ここにきてそれが随分緩やかになって、子どもたちが少しずつ学校から解放されてきている部分がある。

—いじめられるんだったら学校に行かないで大検をとればいいよ。その風潮はいいことだと思いますか。

いいか悪いかはその親と子どもが決めることじゃないかなと思いますね。

もちろん学校という大きな道筋はありますから、それを全部否定してしまうとこの社会が成り立たない。ただし学校のシステムに合わない子どもたちや、学校システムに不信の念を持っていて、もっと違う生き方があるんじゃないかと思う親御さんがいても、それはそれで健全なことだと思います。

不況が強める 一流大学信仰

—今はそこそこの大学をでて会社勤めをしていても四〇歳でいきなり首を切られることもある時代ですね。この時代の親は、リスクは同じだから無理していい大学に行かないでもいいよというのか、そこそこの大学じゃだめだからもっと頑張れというのか、どっちでしょう。

—学校に不信感を持つ親が増えて、学校に縛り付ける社会的圧力が弱まったにもかかわらず一流大学信仰が強まっている。それがいわゆる先生のおっしゃる「ダブルバンド」であり「ねじれ」の状況ですね。

二〇年間教員をやってきて感じるのには、学校が想定している生徒の将来像が依然としてサラリーマンまたは公務員だということ。いい高校いい大学という価値観の末にはいい会社があって、安定した人生が最善であるという考えが根強くある。ただ、これは随分崩れつつあって、進歩的な親は、おま

えが好きな道を選んでもいいんだぞといってしまう部分もある。でも実際の社会では大学または高校を卒業して就職するという道筋がやはり一番大きくて、中学を卒業して高校にいかない場合、どういいう選択肢があるかというところ、ほとんどないですね。社会に受け皿がないわけです。

高校中退者の行くすえ

—言葉は悪いですけど底辺校と呼ばれる高校は昔からあって、今も昔も荒れていきますね。入学した生徒の半分くらいは中退しちゃう。でも彼らの大半は犯罪者にもならず、社会のなかにも居場所を見つけて生きていっている。つまり社会的な受け皿はあるのではないのですか。

高校を飛び出ても最終的には居場所を見つけて生きていくということはあると思いますね。ただ学校システムの勝者のほうが安定した生活をしているというのには確かだと思っています。

—高校を中退すると就ける職業は限られますね。美容師とか大工とか。でも大工や美容師になることが不幸なことかどうかは誰にもわ

ゆとりの教育

—— 永山彦三郎

からない。
　　ぼくもそう思います。
　　例えばぼくの友達でもサーフィンの仲間がいるんですけど、彼らは学校での落ちこぼれが多いんですよ。でも今四〇いくつになってサーフショップのオーナーとしてうらやましい生活をしていたり、経済的に成功している人もいます。

ただぼくはやはり今の学校システムは効率が悪くと思うんですね。
　　今の学校システムにアジャストしている子どもたちよりは、中退しちゃう子どもたちのほうが大きな労力を使っ

自分の人生や道筋を切り開かなきゃならない現実がある。ですから高校に入ることの意味を、もうすこし自分のものとして捉えられるシステムを作ったほうがその子どもたちも救えるんじゃないか。

やり直しのきく柔軟な学校制度が必要だ

いまの日本の学校というのは画一化されていて、落第や留年というシステムがほとんど機能していない。
　　出席日数が足りなくても点数が悪くてもトコロテン式に上がっていく。

そこを変えていって、高校あたりからは単位制のような形にして、例えばどこかに就職したいというときに、就職の条件となる単位を履修しなおすことができるといったシステムにすると随分変わってくるだろうな。

いまは人間が成熟するのに昔よりも時間がかかる時代ですね。そんな時代の高校生にそこまでの自律性を認めて危なくないですか。

ぼくは、本人が必要としていない、必要と感じていない勉強を押しつけるよりは、一度試行錯誤させてみるほうが、その子の人生のプラスになるんじゃないかと思う。三〇歳くらいまでに自分の人生が決まっていけばいいんじゃないか。若いときは楽しさにかまけて勉強しなかつたけど、自分がやりたいという職業が見つかったときに、そのため必要な勉強の場に戻ってきてもいいんじゃないかなと。

やり直しがきくと随分違つただろうなという子はいますか。
　　いますね。例えば高校の機械科に入ったある子は、ほとんど実習がなくて機械がいじらせてもらえないのが嫌で辞めちゃった。
　　ある子は普通科高校にいつ

て二年生のクラス替えのとき、勉強ができたんで特進クラスに編入させられてしまった、それが非常に嫌で、前のクラスに戻ってくれと先生に懇願したんですけど、一年留年して来年また二年生をやるしかないといわれて、結局中退してしまつた。いろいろと悩んだ末にその子は定時制の高校を卒業しましたけどね。
　　やり直せるシステムになつたら何パーセントの生徒が実際にやり直すと思えますか。
　　そうですね、三〇パーセントくらいはやり直すんじゃないかな。

文科省が始めたゆとり教育というのは、生涯学習を視野に入れたものだと思う。学校教育だけでなく、生涯を通じて学ぶことで人間がステツプアップしていくんだという理想が込められていて、その点には賛成です。

その理念のもとに小学校では教科内容が三割削減されて「総合教育」が導入された。子どもの評価基準にも「関心・意欲・態度」という項目が組み入れられた。確かに画期的な改革ですが、その反面根強い批判もありますね。

一九九二年に現在の文部科学省が始めた教育改革には、学力の評価基準がいまいちな上、小学校の教科内容が三割削減されて学力低下を招きかねないとの批判的見方が強い。また、新たに導入された「総合学習」も無意味であると批判されることが多いが、永山氏は『現場から見た教育改革』のなかで、新指導要領に対して肯定的な意見を述べている。

指導要領の改訂については、理念としては高級だとお書きになっていますね。

読み書きそろばんだけやつたらいいじゃないかと。確かにそれもありますけど、総合学習で畑作りをしたことよつて、農業をやりたいという子がでてくるかも知れないし、あるいはビデオカメラを回しながらニュースのレポートをやつたり劇をやつたりしたことで将来シナリオライターになりたいって子がでてくるかもしれない。そういう芽を育てるといふか、将来とのつながりが意識されてくるので、それはそれで評価して

三年生からです、年間一〇

総合学習は何年生からですか。

○から一〇五時間で、まとめでとつてもいいですし週三回ずつやってもいい。その裁量権は現場にある。

―ビデオを回したり劇を作ったりする子どもに意欲や創造力を感じますか？

感じますね。それはやっぱり子どもが面白がっているからだと思います。

―話を伺うと面白いなどは思っていますか、効果は出ているのでしょうか。

意味があるのかと聞かれるとなんともいえない。ただぼくはあつてもいいと思う。要するにプロジェクト学習に近いんです。ひとつのプロジェクトを達成するために教科にとらわれずにやれるから、運用次第では面白いと思う。

ただ中学では総合学習は完全なお荷物なんです。教科学習に時間を割いて受験学力をつけさせたい、それが親の願いでもあり子どもの願いでもある。

ですから総合学習を拡大解釈して補習の時間に使ったり、今までは学活でやっていた修学旅行の計画を総合学習に組み込んで他の授業をつぶさないようにするとか、現場的に調整して本来の主旨からは遠い使いかたをしているのが実情だと思う。

高校も今年から始まりまし

たが、高校の教員も関心がない。いちばん熱心にやっているのは小学校だと思えます。

―総合教育とともに注目を

集めたのが学習内容の三割削減ですね。難しい内容は最初から教えるのを止めてしまえと。そしてできる子にもできない子にもつらい思いをさせないで卒業させてしまおうということですか。

そのニュアンスは強いと思います。三割削減していちばん感じたのは、簡単になったから子どもたちが非常に楽しかった、特に算数なんか。だから五年生でもほぼ八割の子が平均以上。三段階評価でほとんどの子が二以上になつて、一を取る子がほとんどいなくなつた。

そうすると確かに子どもたちは幸せなんです。悪い点数をとつて親から叱られないし、教科に対して苦手意識を持つこともなくなつて、それなりに満足感を得られる。

そういう意味では三割削減には主に成績が下の子にとっては気持ち悪くさせる効果はあつた。ただ上の子たちは物足りないと思います。成績が上の子たちを手当てするインフラはまだ整備されていないですね。

関心・意欲・態度を評価できるのか

―関心・意欲・態度の評価というのは難しいですね。

あれは失敗だったと思いません。ほくも最初は手を挙げた回数や数を数えて評価するとか、いろいろ試行錯誤したんですけど、内申書のために生徒会長にみんなが立候補するとか非常に儀式的になつてきちゃつた。

―本当の意欲とは何か。小学校の場合でも手を挙げる子が本当に意欲的なのか。

性格的になかなか手を挙げられないけど何か書かせるという子も現実にはいますし、意欲を評価するというのは人間の尊厳に反するんじゃないかと思つてます。ですからほくはそこは割り切つて捨ててます。

―具体的にどうなさるんですか。

通信簿には関心・意欲・態度を書く欄があつて、科目ごとにABCをつけなきゃいけないんですが、学期の最後にアンケートを取るんです。国語は好きですか。好きで書けた子どもはA。好きと書け

ばAだと生徒は知っているからほとんどの子は好きと書く。だからみんなだいたいA。正直に嫌ひって書く子もいますが、そういう子はB。Cはなし。

ですからそのところの評価はあんまり気にしないでくれといつてます。

ゆとり教育の弊害

―ゆとり教育が「自分が特別だ」というプライドを助長した」とか「自分を見失う可能性がでてきた」とお書きになっていますが、これは具体的にどういうことですか。

評価項目には知識・理解、思考・判断、関心・意欲・態度の三つがあつて、知識・理解はペーパーテストでだいたいわかる。思考・判断もノートとかペーパーテストでわかる。

関心・意欲・態度だけはけっこう先生の主観が入つてしまふわけで、一時期、そこに重きを置きすぎたことがあつて、中身はともかく頑張つてやろうということ自体を評価してやろうという雰囲気が強くなつた。そうすると、子どもたちがほくは国語がすごいぞとできるんだとか思ひ違いをしてしまうことがあるん

です。

結局最後には高校入試とか大学入試とかで自分の実力がわかるんですけど、学校のなかではオブラートに包んでおきかたがなくなつた。子どもたちのいいところだけ評価してやろうと。

そうすると子どもたちは単純ですから、自分はすばらしいんだなと。そう感じるのはいんたことではないんです。悪いことではないんです。でも、たとえばぼくはなんでもできるんだみたいなことをやらなくいうようになってしまふ。それが荒唐無稽なことだつたりとか、そういうことが結構多かつた。

―誇大妄想狂を作り出してしまつた？

まあそうですね。やればできるけど今はやらないとか、俺が本気になればこんなことができるんだけどまだやらなやか。そういう子どもがここ一〇年で増えてきた。例えば、日常生活では全然写真も撮つていない中学生の男の子が、勉強が面白くないからアメリカについて写真の勉強をするとか、夢と自分のやつていことがマッチングしないという感じがする。で、その子は今年アメリカにいったのかな。

―すごいじゃないですか。すごいといえませんが。

すけど、アメリカにお母さんのお姉さんがいて、渡航の用意はおかさんがすべてお膳立てしてくれる。別に悪いことではないでしょうけど、ちよつと違うんじゃないかなと。そういう子が増えているという感じはありますね。

—それは豊かなせいですね。
—そうなんです。豊かなんだと思います。一概に子どもだけが悪いわけじゃなくて、そうして生きていける状況なんです。

だから関心・意欲・態度の問題じゃないかも知れないけれど、教育現場で子どもものいいところを見てやろうという流れが強くなると、こういう風潮を後押ししている部分もあるんじゃないかなと感じています。

二〇〇〇年、OECD(経済協力開発機構)は、世界二六万人の一五歳生徒を対象とした大規模な学力テスト「ナレッジ・アンド・スキルズ・フォー・ライフ」を実施。日本は参加三二か国中七位と何とか面目を保ったが、一位になったのはフィンランドで、その教育システムが一躍注目を集めることになった。
フィンランドで教師になるためには二年間の教育実習が必須であり、しかもその間、

実習生の授業は徹底的にモニタされ、授業に少しでも問題があれば指導教官によってすぐに矯正される。

フィンランドの教育の優秀性とは教師の優秀性ではないのか。つまり教育の問題は結局教師の質というところに帰着するのではないか。

—フィンランドはハイクオリティな先生を作るための



システムが確立していますね。日本の場合は、名物先生はいるかもしれないけれど、システムとしていい先生を送り出す制度が弱いのですか。

フィンランドと日本では、先生の尺度が随分ちがうんじゃないかと思うんですね。フィンランドは学びに特化していて日本では塾に近い。塾はモニター制度もあって非常に企業的ですけれど、フィンランドの教員の仕組みはそれに

似ているような気がしますね。日本の教育現場では学びに関する先生の仕事の割合は五〇パーセントあるかないか。あとの半分は学級運営とか問題が起きたときの対処とか、あるいは部活動とか。

現場でいい先生といわれる教員はそういうところに長い人が多い。日本の先生を大学院に行かせて授業技術を磨かせても、果たしてそれ

が現場で本当にいい先生になるかどうかは少し疑問がある。先生の二本のなかで教師が役割のなかに追い込まれていくという話がありましたが、それは教師が生徒との人間関係が作れないという意味なのですか。

というか、生徒が生徒としての役割を放棄し始めているということがあると思うんですね。ぼくらの頃には生徒という枠組みから先生を見ていたと

思うんですけど、その枠組みが崩れると同時に先生叩きなどがいろいろあって先生の権威が落ちてきた。それに呼応して生徒も先生を見る目が変わってきて、生徒と先生の間関係が変わりつつある。それを感じないで昔の先生のイメージにとらわれている教員や先生方のところで学級崩壊が起きたりとか、そういうことはあると思いますね。

—子どもが教師を見る目が変わってきているといいますが、子どもは真っ白なものです。ですから学校の先生なんてたいしたことないなんて誰かがいっているはずですね。

それは親でしょう。学校に対していろいろな怨嗟、不信任を持つ親が増えてきている。今の三〇代の親たちは学校で随分痛めつけられたという記憶もあって、その子どもたちに学校が決して全てではないんだという価値観が随分広まっていると思います。先生たちは信用できない存在であると感じている親御さんは多いか。

永山氏は、『夜明けの口笛吹き』で第二回開高健賞奨励賞を受賞した小説家でもあり、波乗り歴二〇年以上のベテランサーファーでもある。主な著書に『学校解体新書』(TBSブリタニカ)、『サイフィン型学校が子どもを救う!』(平凡社新書)、『現場から見た教育改革』(ちくま新書)がある。

と思いますね。

—一度そうなったら悪循環で元に戻しにくいですね。そうですね。でもまあ先生側が、新しい対処のしかたで子どもたちと接していけば、子どもたちはまた別の感じを先生に持つかもしれない。そういう意味では再生可能かな。

昔のように竹刀を持って校内をまわって、校則を違反した者をとつかまえてぶん殴るといふんじゃないかと、先生は親身になって考えてくれるし、いい先生も多いよって子どもが感じたことすれば、そこで新たな関係性ができる希望はあると思いますね。

いつの時代もこの国でも、理想の教育を実現することとは至難の業だ。だが、この現代の日本で、永山氏のような小学校教師がきょうも実際に教壇に立っていることが、これからの教育を考える上で明るい希望を投げかけているといえるのではないだろうか。

●アメリカのイラク攻撃が始まった後の、日本のタカ派雑誌での攻撃正当化論はな
りふりかまわぬものでした。これほど多くアメリカ一辺倒の知識人がいたのかと改
めて驚きます。

●こうした言論に接すると、小泉首相の親ブッシュ姿勢を支持する人は、やはり多
いのか、と思いたくもなるのですが、しかしこの号の「ファミ・ポリティク」の都
知事選の結果に対するアンケートでは、石原支持の都民でさえ「何がなんでもアメ
リカ支持」と考えている人は全体の約四分の一しかありません。この調査の結果で
は、日本人のマジョリテイは、アメリカとのつき合いは大事にしなければならぬ
が、何から何まで追従することはない、といういわば「中道派」。このへんが平均
的日本人の気持ちであることは確実でしょう。

しかしこうした望みを吸い上げる力のある政党はどこにいるのか……。ここ数年、
与論調査では恒常的に「支持政党なし」と答える人々が50%以上を占めるように
なっていますが、政党を見放している人々の増加の理由はこんなところにも原因が
あるように思います。

●イラクの「大量破壊兵器」がいまだに発見されず、大問題になっています。そん
なことは最初から分かっていた、といったらいい過ぎでしょうか。しかしそれにも
恥じず、いまやイランと北朝鮮の「核兵器」に標的をさだめて事を構える次の手は
着々と打たれています。

●「有事法制」は民主党が修正案を出して成立してしまいました。「ふつうの国」
なら当然あるべき制度と歓迎する人々も少なくありませんが、しかしこの法案は、
二〇〇〇年すでにアーミテージレポートで「日本は集団的自衛権を確立して一緒に
軍事行動をしてほしい。有事法制も制定すべき」というアメリカの要求を受けて作
られたものであることを忘れてはならないでしょう。こうして備える「有事」の対
象となる相手はどこか。マスミは口を緘して語りませんが、当然北朝鮮と、そして
その背後にひかえている大国です。

北東アジア全体を視野にいれて戦略を立てているアメリカは「有事」に備えて日
本を自分の尖兵として仕立てあげようとしています。ブッシュ大統領の小泉首相へ
の大歓待もそのあらわれ。日本がここまでアメリカの戦略に組み込まれている現実
を喜ぶ日本人は果たしてどれだけいるのでしょうか。

女の政治日誌

— 四月から六月まで —

◇四月は選挙の季節でした。
東京都でも神奈川県でも、女
性知事が実現しなかったのは
残念でしたが、全体として女
性議員の数は着々と増えてい
ます。県議員はまだまだ数
が不足ですが、愛媛県の逸
材・阿部悦子さんをはじめ、
完全な市民型選挙で当選を果
たしている人々が増えている
のは何ともうれしかぎり。

◇この三か月で「個人情報保
護法案」「有事法制」「国立大
学独立法人化法案」「心身喪
失者医療観察法案」など、問
題の多い法案がつきつき成立
の運びとなりました。与党が
多数を占めているかぎり、ど
んな法案でも成立してしまう
おそろしさです。

六月下旬現在、もめている
のは「イラク復興特別措置法
案」。戦闘に巻き込まれる羽
目になるのではないかという
懸念にたいして「反撃は武力
行使には当たらない。隊員が
死亡することがあるかもしれ
ない。しかしそれを恐れて、

何もしないという選択はでき
ない。危険と隣り合わせの仕
事だからこそ、みんなから尊
敬されるし、それに対して誇
りを持つことができる」と主
張する自民党。こうしてじわ
じわ自衛隊の「戦闘」の既成
事実をつくりたいという願望
がみえみえです。

◇暴力団からの経済的支援を
受けていた松浪健四郎議員が
鈴木宗男議員と同様、あくま
で辞職をせず頑張っています。
それを大目に見ている仲間の
議員たちも、結局ひとつ穴の
ムジナではないのでしょうか。

しかも自民党は、またぞろ経
済界からの献金の不透明化を
もくろんでいます。マスコミ
もあきれ果てて反対の火の手
をあげていますが、この党の
厚顔無恥な金権体質がつづく
かぎり、国民の「政党ばなれ」
はとまらないでしょう。

◇政府は本腰をいれて少子化
対策にとりくむ気構えを見せ
ています。しかし伝えられる
施策はどれもこれも見当はず
れのものばかり。これも女性
政治家の少なさがもたらす弊
害だと思われなりません。

季刊ファミ・ポリティク (政治的女性) 二〇〇三年夏号 (通巻四〇号) 二〇〇三年六月 五日発行 ●編集・制作ファミ・ポリティク編集部

発行所「政策を提言する女性の会」 〒一六二〇〇六二 東京都新宿区市谷加賀町一五二二六 TEL (〇三) 三三六〇一四五〇九

年間購読料四冊分送料共一六二〇円 市販しておりませんのでご注文は直接編集部へ TEL (〇三) 三三六〇一四七七

FAX (〇三) 三三六〇一四七七

表紙レイアウト／荒田ゆり子 イラスト／西田淑子 発行人／田中喜美子

郵便振替先〇〇一七〇一〇一七二八三〇五ファミ・ポリティク編集部へ